

随意契約の状況		担 当 課 : 政策推進課		
		契 約 日 : 令和8年9月15日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
令和8年度八雲町 デマンド型乗合タ クシー実証運行業 務	本町における、交通空白解消に向けた取り組みであるデマンド型乗合タクシーの導入に向けた実証運行業務 事業主体：八雲町 運行事業者：ハイヤー事業者（2社）	令和8年9月15日 ～ 令和9年3月31日	●相手方1 八雲町花浦87番地10 エスジーハイヤー株式 会社 代表取締役 若山勝則 ●相手方2 八雲町本町201番地1 有限会社八雲ハイヤー 代表取締役 大久保 建一	●普通車 3,710円/30分 (3,373円/30分) ●特定大型車 5,170円/30分 (4,700円/30分) ※特定大型車は 相手方2のみ 該当
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
本事業におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行にあたっては、町内の民間事業者に委託することにより、車両の保有や運転手の確保が不要となり、結果的にコストの削減に繋がるほか、民間事業者の技術や経験、知識により円滑な運行が期待できる。 当該事業者は町内八雲地区におけるハイヤー事業者であり、本事業の運行事業者の選定にあたっては、町内全域のハイヤー事業者や町、函館運輸支局などで構成する八雲町地域公共交通活性化協議会において協議のうえ決定した。 よって、地方自治法施行令第234条第2項、地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により随意契約とする。				